## 保育利用に関する確認票及び同意書

※「保育園・認定こども園(保育部分)・家庭的保育利用についてのご案内」をよくお読みになり、ご理解いただけましたら、 右側の口にチェックし、下記の必要な項目をご記入ください。

四网	プロパープエグプレ、「 品 ツ 必 女 は 項 日 で 二 品 八 、	
	確認及び同意項目	$\square$
申請書類	頁は、日立市役所子ども施設課の窓口またはオンラインのみでの受付です。市民課の窓口や支所での受付はしていません。	
申請書類に記入漏れや誤り等の不備がある場合は、受理できません。就労証明書は、令和5年6月から変更した新様式のみの受付です。旧様式での証明は受理できません。		
申請書は、同年度3月16日の利用調整まで有効です。次年度は、新たに申請が必要です。		
事実と異なる虚偽の記載があった場合は、入園(内定)後であっても、退園(内定取消)となります。入園後も家庭状況の確認を行い、保育の必要性が認められない場合は、退園となります。		
申請後、申請内容や家庭状況に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。変更の手続きを行わない場合は退園(内定取消)となります。		
申請の取り下げを希望する場合は、速やかにご連絡ください。		
自己都合での入園キャンセルは待機・保留の扱いとはならないため、待機・保留での利用調整結果通知書は発行できません。		
お子さんと一緒に見学したうえで、希望する保育園等を決めてください。申請書には入園を希望する園のみ記入してください。		
利用開始当初は、ならし保育(短い時間の保育)です。利用状況にかかわらず、1か月分の利用者負担金が発生します。		
「就労」の事由での入所の基準は「常時1か月64時間以上就労している状態」です。この基準は入園後も変わりません。入園後に基準を満たしていないことがわかった場合は判明日をもって退園となります。		
	育児休業の復帰を理由として申請の場合	
該当の場合のみ記入	1日入園は <b>入園日から翌月1日の間</b> に、16日入園は <b>入園日から翌月16日の間</b> に元の勤務先に復職することが必要です。 期間内に復職できない場合は、退園(内定取消)となります。	
	入園前に復職する場合は変更申請書を提出してください。	
	(申請時に派遣先が未定の方) 育休復帰だけでなく、派遣先を決めて就労することが必要です。入園日から1か月以内に、派遣先と交わした雇用契約書のコピー又は勤務条件が分かる証明書のコピーの提出が必要です。期限内に提出がない場合は、退園となります。	
	就労内定での申請の場合	
	1日入園では入園日の翌月1日までに、16日入園では入園日の翌月16日までに就労開始することが必要です。就労開始できない場合は、退園となります。	
	妊娠・出産(出産予定)を理由として申請の場合	
	出産後に変更申請書と母子手帳(表紙と出産日記載のページ)のコピーを提出してください。出産日によっては認定期間が変更となる場合があります。	
	オンラインで申請の場合	
	申請後に個人番号(マイナンバー)記入用紙を郵送してください(※締切日必着)。郵送後、申請状況の照会フォームにて受付完了になっていることを確認してください。締め切り日までに郵送が間に合わない場合や、書類不備が解消されない場合は、申請の受付はできません。	
	きょうだいの公設児童クラブの入会を申請する場合	
	公設児童クラブの申請のために就労証明書を提出する方は、コピーでの提出が可能です。 コピーを用意せず原本を提出した場合は、お戻しすることができないため、児童クラブの申請には改めて就労証明書をご用意ください。	
	市外施設の利用申請の場合	
	施設の所在地の自治体の保育担当課に、事前に締切日や必要書類を確認の上、日立市子ども施設課に締切の10日前 までに書類を提出してください。	
利用希望日以降、利用できなかったため、空き待ちをする場合		
※下記のいずれかの口にチェックし、該当箇所に記入してください。		
	自宅で親族(父・母・祖父・祖母・その他( ) )が保育する。	
	父・母の育児休業を延長する。	
	父・母の職場に連れていく。	
	現在利用中の施設を継続して通う。	
	認可外保育施設や職場の託児所、一時預かりを利用する。(施設名 ) ) 検討中	
保護者署名欄		
上記について確認及び同意しました。		
令和  年  月  日  保護者氏名		
	児童氏名 施設名 ※第1希望の園名	